

○財務省告示第二十一号

特別会計の情報開示に関する省令（平成十九年財務省令第三十号）第一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件（平成二十年二月財務省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和元年度特別会計財務書類から適用する。

令和元年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 出 直
<p style="text-align: center;">特別会計財務書類の作成基準</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 特別会計連結財務書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 特別会計連結財務書類の作成方法等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特殊法人等に特有の会計処理の取扱い</p> <p>行政コスト計算書の添付資料として作成された財務書類においては、資産見返補助金が負債に計上されている場合があるほか、<u>独立行政法人の財務諸表においては、退職給付引当金に対応する退職給付引当金見返が資産計上されている場合や運営費交付金等が負債計上されている場合がある</u>など、特殊法人等においては、それぞれの特性を反映した財務諸表が作成されている。</p> <p>これらの特殊法人等に特有な会計処理については、資産及び負債の適正評価の観点から、<u>資産計上されている退職給付引当金見返を取り消す、負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については負債から資産・負債差額へ移し換える</u>等、連結に際して必要な修正を行うものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">特別会計財務書類の作成基準</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 特別会計連結財務書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 特別会計連結財務書類の作成方法等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特殊法人等に特有の会計処理の取扱い</p> <p>行政コスト計算書の添付資料として作成された財務書類においては、資産見返補助金が負債に計上されている場合があるほか、<u>独立行政法人においては、運営費交付金等が負債計上されている場合や退職手当に係る引当金が計上されていない場合がある</u>など、特殊法人等においては、それぞれの特性を反映した財務諸表が作成されている。</p> <p>これらの特殊法人等に特有な会計処理については、資産及び負債の適正評価の観点から、<u>負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については負債から資産・負債差額へ移し換え、退職手当に係る引当金は所要額を計上する</u>等、連結に際して必要な修正を行うものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>